

關係諸規程

- 一 本則施行ニ關スル事項
 - 二 豫算ニ關スル事項
 - 三 其ノ他重要ナル會務ニ關スル事項
- 第十七條 理事會ハ理事長ヲ以テ議長トス
議長ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第十八條 理事ハ理事長ノ指示ニヨリ會務ヲ處理ス
- 第十九條 重要ナル會務ハ顧問ニ諮リテ之ヲ決ス
- 第二十條 主事其ノ他有給職員ハ理事長又ハ理事ノ命ヲ受ケ會務ニ從事ス
- 第二十一條 本會ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル
- 第二十二條 理事長ハ會計年度終了前ニ於テ次年度ノ收支豫算ヲ作成シ理事會ノ議ニ附スヘシ
- 第二十三條 理事長ハ會計年度終了ノ翌日ヨリ一ヶ月内ニ財産目錄、貸借對照表、其ノ年度ノ收支決算及事業報告書ヲ作成シ會計理事ノ承認ヲ經テ理事會ニ提出スヘシ
- 第二十四條 歲計ニ剩餘ヲ生シタルトキハ之ヲ次年度ニ繰越スモノトス

第六章 附 則

- 第二十五條 本則ハ理事會ニ於テ理事四分ノ三以上ノ同意アルニアラサレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス
- 第二十六條 本會々務細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二十七條 本會設立後最初ニ就任シタル理事長ハ遲滞ナク財産目錄、貸借對照表及其ノ年度ノ經費ニ關スル收支豫算並事業計畫書ヲ作成シ理事會ノ議ニ附スヘシ

成シ理事會ノ議ニ附スヘシ

京都市市民共濟會信用保證規程

- 第一條 本會ハ本規程ノ定ムル所ニ據リ京都市職業紹介所ノ紹介ヲ受ケ本市内ニ於テ勤務セシムル者ヲ雇入レタル雇主トノ間ニ信用保證契約ヲ締結ス
- 第二條 信用保證契約ヲ締結シタルトキハ被借人ノ窃取、詐取、背任、横領ノ行爲ニ因リ直接雇主ノ財産上ニ加ヘタル損害實額ニ付本會ハ賠償ノ責ニ任ス
- 第三條 保證額ノ限度ハ百圓(甲)五十圓(乙)ノ二種トシ契約ニ依リ之ヲ定ム
- 第四條 信用保證契約ノ申込ヲサントスル者ハ契約申込書(第壹號様式)正副二通ヲ職業紹介所ニ提出シ、本會理事長ノ契約承諾書(第二號様式)ノ交付ヲ受ケ保證料ヲ支拂フモノトス
- 第五條 保證料ハ甲ニアリテハ一圓、乙ニアリテハ五十圓トス、受領シタ保證料ハ之ヲ返還セス
- 第六條 信用保證契約ノ効力ハソノ成立ノトキニ發生シ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキニ消滅ス
- 一 保證料納付後滿一ヶ月ヲ經過シタルトキ
 - 二 事故發生ニヨリ一度賠償ヲ爲シタルトキ
 - 三 被借人死亡シ又ハ雇傭關係止ミタルトキ
 - 四 雇主被借人ヲ京都市以外ニ勤務セシムルニ至リタルトキ
- 前項第三條ノ事由力保證契約成立後二ヶ月以内ニ發生シタル場合ニ該當スルニ至リタルトキニ消滅ス

- ニ於テ雇主其後一ヶ月以内ニ職業紹介所ヨリ被借人ノ補充ヲ受ケ保證契約ノ申込ヲ爲サントスルトキハ一回ニ限り保證料ヲ支拂フコト無ク保證契約ヲ締結ス
- 但シ其ノ契約ノ効力ハ前契約成立後滿一ヶ月ヲ經過シタルトキハ消滅スルモノトス
- 第七條 雇主損害ヲ蒙リタル場合ハ之ヲ知リタルトキヨリ十日以内、事件發生ノ時ヨリ一ヶ月以内ニ被害申告書(第參號様式)ヲ本會理事長ニ提出スヘキモノトス
- 前項ノ場合ニ於テ本會必要ト認ムルトキハ其ノ事實ヲ調査シ又ハ證據物件ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ
- 第八條 被害申告書ノ提出アリタルトキハ本會賠償額ヲ決定シ支拂期限ト共ニ之ヲ雇主ニ通知ス
- 雇主ニ於テ加害者ニ對シ支拂フヘキ給料手當其ノ他債務ヲ有スルトキ及身元保證金其ノ他ニ依リ損害ノ補填ヲ受クヘキモノアルトキハ之ヲ損害額ヨリ控除シ賠償額ヲ定ム
- 第九條 雇主、賠償額ノ決定ニ付異議アルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ理由ヲ附シ本會ニ其申立ヲ爲スコトヲ得
- 雇主、前項ノ期間内ニ異議ノ申立ヲ爲ササルトキハ賠償額ハ確定スルモノトス
- 第十條 左ノ場合ニ於テハ本會ハ賠償ノ責ニ任セス
- 一 損害力契約成立後一週間以内ニ發生シタルトキ
 - 二 損害力雇主ノ重大ナル過失ニ因リ生シタルトキ

關係諸規程

- 三 雇主虚偽ノ申立ヲナシタルトキ
 - 四 雇主第七條ノ期間内ニ賠償ノ請求ヲ爲ササルトキ
 - 五 賠償金仕拂期限ヲ經過シタルトキ
- 第十一條 契約期間滿了ニ際シ契約繼續ノ意志ヲ表示シタルトキハ之ヲ更新スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於ケル保證料ハ甲ニアリテハ八十圓、乙ニアリテハ四十圓トシ期間滿了後五日以内ニ支拂フモノトス
- 第十二條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム
- 附 則
本規程ハ昭和十二年二月一日ヨリ之ヲ實施ス

附ノ二 京都兒童保健協會會則

- 第一條 本會ハ京都兒童保健協會ト稱シ事務所ヲ京都市役所社會課内ニ置ク
- 第二條 本會ハ京都市ニ於ケル兒童保健ニ關スル事業並ニ施設ノ相互聯絡ヲ圖リ其ノ適正ナル發達ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事項ヲ行フ
- 一 各事業並ニ施設ノ相互聯絡
 - 一 兒童保健事業ノ調査研究
 - 一 兒童保健事業網ノ確立
 - 一 兒童保健ニ關スル知識ノ啓發普及
 - 一 其他必要ナル事項
- 第四條 本會ハ兒童ノ健康相談、醫療保護、其他保健ニ關係アル社會事業ヲ行フ團體ヲ以テ之ヲ組織ス

關係諸規程

- 第五條 本會ハ幹事若干名(内常任幹事一名)ヲ置キ會務ヲ掌理ス但シ其ノ任期ヲ二ケ年トス
- 第六條 本會ハ參加團體ノ互選トシ常任幹事ノ互選ニヨル
- 第七條 本會ノ經費ハ參加團體ノ負擔金、寄附金、補助金、其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

社會課關係電話番號

上 (六三) 二六〇七〇 (夜間直通)
 壬 三二〇一八
 醒 三三四
 伏見 六三五
 西陣 七八一〇
 下 七八四一
 西陣 四七六六
 下 八三七〇
 區 二六〇六
 壬 三九一〇
 上 七五三五

社 會 課
 兒 童 院
 醒 蘭 和 光 寮
 伏見公益質屋
 紫野公益質屋
 中堂寺公益質屋
 中央投產場
 九條投產場
 東山投產場
 西院投產分場
 左京投產分場

西陣 二四〇五
 西陣 七六一〇 (紫野隣保館)
 西陣 四七六六 (呼也)
 下 七四七四
 上 四〇四一
 下 三〇二〇
 壬 八二二〇
 伏見 二〇六六
 西陣 七三二〇
 上 七四一〇
 區 四一三〇
 醒 三三五

上京投產分場
 紫野投產分場
 中央簡易食堂
 無料宿泊所
 養正隣保館
 壬生隣保館
 崇仁隣保館
 改進隣保館
 樂只隣保館
 錦林隣保館
 三條隣保館
 辰巳隣保館

14.5
530

ent.

昭和十五年五月一日印刷
昭和十五年五月五日發行

〔非賣品〕

編輯者 京都市社會課

印刷人 堀 義 雄

印刷所 近畿社印刷部
京都市下京區大宮通五條南入
電話下五七二六番

發行所 京都市役所

145
530



